

## よこすか障害者計画

### (第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)(案) に関するパブリック・コメント手続の結果について

#### 1 意見募集期間

令和2年(2020年)11月12日(木)から12月9日(水)まで

#### 2 意見提出者数及び意見件数

27人の方から70件(重複意見含む)の意見の提出がありました。

#### ■ 提出状況

提出方法	人数
郵送	2
ファックス	10
電子メール	15
合計	27

#### ■ 章別の件数

項目名	件数
第1章 計画策定にあたって	0
第2章 障害者を取りまく現状	1
第3章 計画の基本理念、施策の体系	10
第4章 障害児や障害者に関する施策の展開	18
第5章 数値目標	2
第6章 障害福祉サービス等の見込量	6
第7章 計画の推進体制等	2
その他意見	31
合計	70

#### 3 提出された意見及びそれに対する考え方

「第2章 障害者を取りまく現状」について

No	意見の概要	件数	考え方
1	発達障害、高次脳機能障害等の現状がまったく記載されていません。 現状をきちんと把握して課題も含めて記載すべきです。	1	第2章「障害者を取りまく現状」において発達障害や高次脳機能障害の分析が行われていないのは、 <u>手帳の種別だけでは、当該障害の有無がわからないことから</u> 、正確な統計が取れないためです。 なお、この計画は、すべての障害者へ向け、施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しています。

「第3章 計画の基本理念、施策の体系」について

No	意見の概要	件数	考え方
2	<p>国の基本指針の見直しの主なポイントに「発達障害者等支援の一層の充実」が記載されているので、この内容も見直しのポイントに追加してほしい。</p>	1	<p>この計画では、特定の障害分野だけに特化することなく、障害とくらしの支援協議会等で議論になった課題や、この計画の策定のために行ったアンケート調査の結果等をもとに重要項目を7つ設定しています。</p>
3	<p>国の障害者基本計画の基本理念や、社会モデルの考えを踏まえれば、社会的障壁の除去の視点が重要になるが、計画案ではこの視点が薄い。そこで、基本理念に関連し、計画策定の背景として次の内容を追加する。</p> <p>①津久井やまゆり園事件のような事件を今後決して起こさないように、共生社会づくりを推進するという、市の姿勢を示す。</p> <p>②SDGsの実現のためには、インクルーシブ教育を推進する必要がある、P.34「福祉分野4」にもインクルーシブ教育について触れられているので、SDGsについて触れておくとよいと考える。</p> <p>③「横須賀市地域で支える条例」において、将来にわたり、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らせる社会を実現することがうたわれている。障害者福祉の根本は、本条例にあるように、市民がお互いに支え合う地域社会をつくっていく、という意志を醸成することにあると考える。</p> <p>④「共生社会実現のための障害者の情報取得及びコミュニケーションに関する条例」は、共生社会の実現、すべての障害者の情報取得と多様なコミュニケーションの必要性をうたった本市独自の画期的な条例であることから、触れる必要がある。</p>	1	<p>この計画は、できるだけ多くの障害者に直接読んでいただくため、文字を大きくし、難しい言葉や言い回し、抽象的な概念、複雑な表現などを極力使わないように努め、本市の障害者施策の基本的な考え方や方向性を示しています。</p> <p>①共生社会の推進は、P.32「1 基本理念」において、最初に触れています。</p> <p>②「SDGs」とは国連が提唱する「持続可能な開発目標」のことですが、この計画では、これを踏まえ、市の施策の基本的な考え方や、市が行う具体的な取り組みを、わかりやすく、簡潔に記載しています。</p> <p>③“地域共生社会の実現”については、この計画の基本理念に据え、具体的には、P.35「施策分野6」に位置付けています。</p> <p>④この条例の理念・考え方は、総論としては、“共生社会の実現”として第3章にて、個別施策としては、第4章で具体的な情報バリアフリーへの対応として掲載しています。</p>
4	<p>P.34「施策分野4 療育・保育・教育の充実」文章に、以下を明記してほしい。</p> <p>『最近、通常級に通う発達障害等の診断を受けた子どもたちが障害に応じたサービス実施を求めて放課後等デイサービスの利用を希望した場合、通常級在籍を理由に、「利用できないと市から言われた」と保護者から複数報告されています。』</p>	1	<p>障害福祉サービス等の支給量は、その時点における障害の種類及び程度のほか、介護者の状況などを総合的に判断し、その利用者にとって真に必要な量を決定しています。</p>

	<p>障害福祉制度である保育所等訪問支援は、学校も訪問対象になっています。保育所等訪問支援を家族も本人も希望して市の支給決定もうけて学校での本人支援に活用しようとしたが、学校側の理解が得られず、利用できない事態になった事例もあることから、福祉と教育の連携できるシステムづくりが求められています。</p> <p>移動支援は児童の場合は、妊娠中で下の子もいるので、発達障害のお子さんの移動支援を申請したが認められないなど、新規利用申請が殆ど認められない実態になっています。</p> <p>発達障害者支援法の観点からみても、本人及び家族支援を進めるうえで、児童の移動支援の利用促進は必要です。』</p>		
5	<p><b>P. 36「重点項目 1 短期入所を利用しやすくするための改善」</b></p> <p>在宅生活を送る障害者と家族にとって重要なサービスなので、複数の事業所間で情報共有などを図る、事業所を財政的に支援する、夜勤できる人材を確保する支援をするなどの取り組みが考えられる。家族の入院といった緊急時にも迅速な対応ができる体制づくりをお願いします。</p>	1	<p>障害福祉サービス等を利用しやすくするための改善については、この計画の策定段階で抽出した課題やいただいたご意見を障害とくらしの支援協議会と共有し、具体的な改善策の検討等を行っていきます。</p>
6	<p><b>P. 36「重点項目 1 短期入所を利用しやすくするための改善」</b></p> <p>短期入所の利用のしづらさの原因が、相部屋や夜間支援者の確保困難だとわかっているのなら、設備改修費や人件費への補助といった解決方法を検討すべきではないか。</p>	1	
7	<p><b>P. 37「重点項目 2 相談支援のさらなる充実」</b></p> <p>現在、大半の相談支援事業所は、新規のサービス等利用計画を作成しておらず、当事者は、セルフプランを作らざるを得ない。セルフプランでは、家族のニーズが優先され、第三者のチェックも入らないので、希望者全員がサービス等利用計画を作ってもらえるような体制の充実を目指してほしい。</p>	1	
8	<p><b>P. 38「重点項目 3 通所における送迎の促進」</b></p> <p>通所サービスを行う事業所に送迎サービスを行うよう働きかけを行うだけでは効果がないため、送迎を行わない事業所の割合が高い原因を調査し、送迎サービスを行う事業所が増える施策を考える必要があると思う。</p>	1	

9	<b>P. 38「重点項目3 通所における送迎の促進」</b> 障害者の外出支援、主にヘルパーに付き添ってもらい通所することは、本人の生活上不可欠です。従来の送迎も引き続き利用したいと希望する当事者も多いということは忘れないでください	1	
10	<b>P. 38「重点項目3 通所における送迎の促進」</b> 通所については、移動支援の報酬単価を引き上げて、障害の重い方も含めて公共交通機関を利用する等の通所施設の財政的人的負担の軽減が図られる形での支援等含めて、通所施設側も含めて十分な議論をまず進めるべきだ。 利用者の意見をまず聞いて、本人が望む地域生活を保障しながら通所保障をどうするか十分な議論をすべきだ。	1	
11	<b>P. 41「重点項目6 障害とくらしの支援協議会の活用」</b> 障害当事者やその家族等の意見を取り入れると記載されているので、そこで出された意見や要望等は優先的に施策に反映されると考えてよいのか。	1	計画に記載された文言の趣旨は、「本市の障害者を支援するための体制を整備する際には、より実情に即した有効なものとするために、障害当事者やその家族にも参画していただき、支援を受ける側の意見も聞く」というものです。

#### 第4章 障害児や障害者に関する施策の展開

No	意見の概要	件数	考え方
12	第4章全体として、障害福祉サービスの名称や支援内容を知らない方が多いので、「主な事業」だけでなく、「関連する(利用できる)事業」として、別途掲載していただけるとわかりやすい。	1	この計画は、なるべく多くの障害者に直接読んでいただくため、文字を大きくし、可能な限り簡潔な表現を心がけているため、「事業等の内容」は、市が実際に行うことを簡潔に記載しています。
13	今後の施策の展開に向け、基本方針の一つとして「IT機器等を活用した障害者支援の検討」の新規追加を提案する。 ITはコロナ禍における「外出」としての利用、障害者の情報伝達や情報収集、障害児の教育等の有効な手段になっている。基本方針に入れて、今後、施策を具現化していけるようにする。	1	ICT機器など新たな技術は、市町村レベルで具体的な活用に対する検討を行える段階とは至っていないため、ご意見として承り、今後の研究課題とします。
14	<b>P. 46-47「1-2 地域生活への移行の推進」</b> 地域生活の支援方法に、自立生活援助、地域移行支援事業、地域定着支援事業も加えると、地域生活への安心感が増すのではないか。	1	No. 12の回答と同じ。

15	<p><b>P. 46-47 「1-2 地域生活への移行の推進」</b></p> <p>地域生活への移行の推進は、地域における障害者理解が前提条件であり、移動支援や就労支援などの施策の推進も必要なことから、主な施策等に以下の事業の追加を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころのバリアフリーの推進</li> <li>・人権思想の普及</li> <li>・ボランティア活動の育成・推進</li> <li>・移動支援の充実</li> <li>・就労支援の充実</li> </ul>	1	<p>ご意見にある項目は、それぞれ第4章の他の項目に、具体的な内容を記載しています。</p>
16	<p><b>P. 46-47 「1-2 地域生活への移行の推進」</b></p> <p>グループホームの新設推進だけでなく、例えば、ヘルパーを活用しての一人暮らしなど、その人が願った暮らし方を支援していくとのこと、ぜひ見込み量に載せて実現してほしい。</p>	1	<p>障害福祉サービスの見込量は、市全体でどの程度の障害福祉サービスが利用されるのかを正確に見込む必要があるため、基本的にこれまでの利用実績を元に将来を推計しています。</p> <p>なお、地域生活の支援は、ヘルパーなどの障害福祉サービスに限らず、その他の福祉事業や社会資源の活用も想定しており、多様な方法が考えられます。</p>
17	<p><b>P. 48 「1-3 身近な地域における相談支援体制の整備」</b></p> <p>従事している相談支援専門員数は少なく、抱えているケースが多いのでニーズにこたえる、きめ細かい計画作成は困難です。ぜひ相談員の育成そして財政面支援をお願いします。</p>	1	<p>いただいたご意見・ご要望は、市の担当部局と共有いたします。</p>
18	<p><b>P. 48 「1-3 身近な地域における相談支援体制の整備」</b></p> <p>基幹相談支援センターが現在どの程度準備が進んでいるのか公開していただきたいです。</p>	1	
19	<p><b>P. 48 「1-3 身近な地域における相談支援体制の整備」</b></p> <p>障害者相談サポートセンターが障害者からの相談を受け、具体的な対応策を提示できるよう財政面支援、そして、繋ぐ先を育てていかななくてはけません。</p>	1	
20	<p><b>P. 48 「1-3 身近な地域における相談支援体制の整備」</b></p> <p>地域で暮らす障害者を支援するために重要な役割を担う相談支援だが、相談支援体制の充実や強化につなげるには、相談支援への理解と、人材確</p>	1	

	保やサービスの質の維持・向上のためにかかる費用の補助が、必要不可欠であると考える。		
21	<p><b>P. 55 「3-2 障害者権利擁護の推進」</b></p> <p>この部分の記載は、成年後見制度の利用の促進に関する法律で定められた市町村計画（横須賀市地域福祉計画）及び国計画（成年後見制度利用促進基本計画）に則った記載となっていない。</p> <p>成年後見制度の利用促進をはじめとした権利擁護の推進は、高齢者、障害者のほか、すべての市民が対象とされるべきものであり、本市も実際に目指しているものと考え。そうであるならば、本計画（案）は、施策目標に沿った記載がされるべきである。</p>	1	<p>横須賀市地域福祉計画及び成年後見制度利用促進計画の内容を踏まえ、本文5行目「～の権利擁護を推進します。」の後に、「<u>その際、後見人等は本人の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくことが重要です。</u>」という文言を追加します。</p> <p>また、主な事業等に「<u>よこすか成年後見センターの運営</u>」を追加します。</p>
22	<p>意見 No. 21 に付随し、「主な事業等」の「よこすか市民後見人等運営事業」の内容として、すでに記載されている内容に加え、「市民後見人の養成」についても記載をしてはいかがか。</p>	1	<p>P. 55 「3-2 障害者権利擁護の推進」の「主な事業等」中「よこすか市民後見人等運営事業」の「事業等の内容」の文末を「<u>～研修を実施し、市民後見人の養成と活動の支援を行います。</u>」と修正します。</p>
23	<p><b>P. 57 「4-1 療育体制の充実」</b></p> <p>以下の事業を追加する。</p> <p>事業等：発達障害者支援法に基づき、発達障害が疑われる段階からの早期の児童及び家族支援体制の確立と、ペアレントメンター育成の実施</p> <p>事業等の内容：発達障害者支援法に基づく市町村の支援として、発達障害の疑いの段階から、早期に児童と家族に対するきめ細かな支援の実施を実現し、ペアレントメンター育成事業を進めます。</p>	1	<p>ペアレントメンター育成については、地域の中で少しずつ活動が始まっていますが、支援者についての資格がなく、また、定型の養成プログラムもないのが状況です。现阶段で具体的な施策に盛り込むには、課題が多いため、ご意見として承り、今後の研究課題とします。</p>
24	<p><b>P. 59 「4-3 保育・学校教育の充実」</b></p> <p>同項目に以下の事業を追加する。</p> <p>事業等：学校での保育所等訪問支援の積極利用の推進</p> <p>事業等の内容：発達障害のお子さん等に対して、就学前の支援内容を踏まえて、その障害ゆえに就学後に必要な障害特性を考慮した学習支援が進められるよう、教育と福祉の連携で、学校も対象となっている保育所等訪問支援の積極活用を推進します。学校側への制度の周知をすすめ、教員の負担軽減と本人の学力向上、他の利用者との関係調整等、学校生活に必要な支援をできるようにします。</p> <p>保育所等訪問支援の支給決定を受け、不足等で保</p>	1	<p>現在、市内には保育所等訪問支援を行っている事業所がなく、横須賀市療育相談センターが令和3年4月から実施する予定です。</p> <p>学校への周知や連携については、市の担当部局と共有します。</p>

	<p>護者と本人も必要としていた支援が実施できない状況になったことの総括と学校への周知の積極利用のための教育委員会との連携強化</p>		
25	<p><b>P. 59 「4-3 保育・学校教育の充実」</b> 以下の事業を追加する。 事業等：「生きづらさを抱える発達障害等の児童に対する必要な支援の実施と地域に多様な居場所づくりの推進」 事業等の内容：日中や放課後にすごせる居場所づくりを地域の中で必要なサービスを受けられるようにします。 通常級でみんなと学びながら、本人に必要な支援が受けられるよう、必要な児童には、放課後等デイサービス等の通所サービスの利用を促進します。 不登校のお子さんの一定割合に発達障害等の児童がいる実態から、日中の居場所として、本人が安心して通える多様な居場所を作ります。</p>	1	<p>障害児の通所サービスについては、P. 44-P. 45「1-1 障害福祉サービス等の充実」において、大人への支援と併せ、支援体制の充実を掲げています。 また、不登校児については、関係機関との連携を通じて、学校に行けるような支援を検討する必要があると考えます。 なお、不登校児が放課後等デイサービスに通うことによって、その後の通学につながったり、自信を高め安心感を得たりすることでステップアップが期待できるような場合には、それぞれのお子さんの状況や状態に合わせて柔軟に対応しています。</p>
26	<p><b>P. 62 「5-2 医療的ケア児への支援体制の構築」</b> 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、当初、県と市が協働で会議運営を始め、その後、横須賀市が会議を継続することが決められたが、現状の説明は、過去の議論に触れておらず、初めて議論をするような記載になっている。『平成30年より開催された「横須賀地域小児等在宅医療連絡会議」の議論を引き継ぎ、課題として出されていた移動支援の課題等に取り組みます』と追記を提案する。</p>	1	<p>P. 62 「5-2 医療的ケア児への支援体制の構築」の「主な事業等」中「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を運営」の「事業等の内容」の4行目「～医療的ケア児保護者が協議する場を」の後に「引き続き」と追記します。</p>
27	<p><b>P. 65 「5-5 障害の軽減・補完・治療等」</b> 従来から持っている障害のため医療受診にも多大なる努力および時間をかけており、重度障害者医療扶助はその負担を軽減し、受診につながっているのを、継続してほしい。</p>	1	<p>重度障害者医療扶助については、今後も継続できるよう、今回の計画にも記載しています。</p>
28	<p><b>P. 68 「6-2 防災体制の充実」</b> 災害時要援護者支援プランに登録したが、名簿は保管されたままのようで、現在に至るまで進展がない。地域の防災訓練や町内の行事に参加する等、私たち自身も準備しているが、何が起こるかわからない。市民の問題として取り組んでいく必要がある。</p>	1	<p>いただいたご意見は、市の担当部局と共有いたします。</p>
29	<p><b>P. 69 「6-3 福祉サービスを低下させないための取り組み」</b></p>	1	<p>この項目は、持続可能な支援制度を構築し、「本当に必要な支援」を続けていくた</p>

<p>文章の前後に以下の文を入れること。 (前半に追加) 障害福祉制度の「本当に必要な支援」は障害の状況によって一人一人違います。 生活のしずらさ生きにくさは、一人一人違い福祉制度の必要度も一人一人違います。障害者権利条約にあるように、社会モデルで障がいをつまれば、福祉制度はまさに障がいのある人が地域でその人らしく生きる上で、大変重要な環境要因です。 (後半に追加) 各施策の点検と見直しについては、その制度が「本当に必要な支援かどうか」は、障がいの状況に応じて個々に違う為、制度の見直しが、障がい当事者や家族の生活の質に影響を与える事も踏まえて、多くの障害当事者及び家族から十分時間をとって意見を聞き、その意見は尊重して対応していきます。</p>	<p>め、既存の施策の見直しを行うことを掲げたものです。 ご意見の趣旨は含まれているものと考えます。</p>
---	--

「第5章 数値目標」について

No	意見の概要	件数	考え方
30	<p><b>P. 71 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行</b> 令和5年度までに福祉施設の入所者の地域生活への移行者数の数値目標を5人とする。 国の基本指針、神奈川県障がい福祉計画、本市の第5期障害福祉計画の数値目標を考慮し、第4章で掲げている施策を推進すれば3人以上とすることも可能だと考えらる。また、数値目標を上げることにより、市民総がかりで施策を推進するモチベーションも生じると考える。</p>	1	<p>地域生活への移行についての目標は、従前から計画にも盛り込まれていて、第5期計画における本市の目標達成率(実績÷目標)は令和元年度末現在で25%となっています。 現在、可能な方の地域移行はすでに進んでおり、施設入所されている方の多くは、施設を出て生活することにかかなりの困難を伴うことが多いのが現状です。特に、長期にわたり施設入所生活を送っていた方は、地域生活の経験が不足していることから、さらに手厚い支援が必要です。 そのためには、地域における相談支援体制の充実やグループホーム等の体験や生活の場の確保が課題となります。 この計画の目標では、地域の支援体制の強化を重視しており、これは、将来、地域移行者数を増やすためにも役立つものと考えます。</p>



31	<p><b>P. 74 (4) 障害児支援の提供体制の整備等</b></p> <p>療育相談センターは必要不可欠な施設であり、維持するのは当たり前のことで、目標にはならないと思う。療育相談センターにはさらなる機能強化を望んでおり、目標にするのであれば、拡充という記載にすべきではないか。</p>	1	<p>障害福祉計画に掲げる目標は、基本的に国の示す基本指針に従って設定しています。国の基本指針では「児童発達支援センター（本市では「療育相談センター」）の設置」とされていますが、本市では既に療育相談センターが設置されているため、現時点では、その「維持」を目標としています。</p> <p>療育相談センターの機能強化（拡充）については、今後、解決すべき課題の優先度や、療育相談センターの機能拡充以外の解決策の有無、事業者等との役割分担等、様々な視点での検討が必要であると考えます。</p>
----	---	---	---

## 第6章 障害福祉サービス等の見込量

No	意見の概要	件数	考え方
32	<p><b>P. 78 「1 障害福祉サービス等一覧」</b></p> <p>自立生活援助（居住系サービス）の説明では、対象者が狭く捉えられてしまうので、漏れがないように表記してください。</p>	1	<p>ご意見を受け、説明文を「<u>一人暮らしをする方や同居家族の支援が見込めない方等</u>」と修正します。</p>
33	<p>障害者の自分らしい自立生活の実現、地域移行や地域定着の推進、共生社会の実現の為に、障害福祉サービスが重要であるので、ニーズに十分に応えられる見込量にしてください。</p>	1	<p>障害福祉サービスの見込量は、<u>そのサービスの利用を制限したり、促進したりするため設定しているわけではありません</u>。市全体でどの程度の障害福祉サービスが利用されるのかを正確に見込み、予算に反映させる必要があるため、基本的にこれまでの利用実績を元に将来を推計しています。</p>
34	<p><b>P. 83 (1) 訪問系サービスの見込量</b></p> <p>重度障害者等包括支援の見込量が3年間0だが、予定はあるのか。地域で暮らすことを選択する支えになる、という目標についていない。</p>	1	<p>重度障害者等包括支援は、サービス提供事業所が全国的に少なく、県内に事業所はありません。当面の間、本市での民間事業者による事業展開が見込めないため、本計画での見込量も0としています。</p> <p>なお、重度の障害者に対しては、複数の既存の障害福祉サービスを組合わせて支給決定することで、地域での暮らしを支えています。</p>
35	<p><b>P. 85 (3) 居住系サービスの見込量</b></p> <p>自立生活援助の見込量は、数値目標である施設入所者の地域生活移行者数に限らず、現在地</p>	1	<p>No. 33の回答と同じ。</p>

	域生活している単身世帯等や、サービス周知後の需要も踏まえて設定してほしい。		
36	<p><b>P. 90（8）移動支援事業の見込量</b></p> <p>移動支援は障害福祉課において利用制限を市民に課した結果、実績が変化していないのであって、本計画（案）の見込量根拠の説明は間違っている。「今後の変動が予想できません。変動があった場合、ニーズの増加に柔軟に対応する、予算措置の努力をするとともに、代替のサービスがないか等、何らかの検討や工夫をする必要がある」と追記を提案。</p>	1	<p>移動支援を含め、障害福祉サービスの利用量は、個々の利用者の生活や支援内容にあわせて決められています。</p> <p>移動支援については、単にサービスの見込量の増加だけでなく、送迎サービスのあり方等も含めて改善策を検討することを、本計画の重点項目としています。（P. 38「重点項目3」）</p>
37	<p><b>P. 90（8）移動支援事業の見込量</b></p> <p>障害児の移動支援の見込量は、新規利用を制限する増加なしの維持ではなく、3年後に利用が1.5倍になるように設定してほしい。障害児を抱えた家族が、兄弟姉妹の子育てと障害のある本人支援が両立できるようにしてほしい。</p>	1	No. 33の回答と同じ。

「7章 計画の推進体制等」について

No	意見の概要	件数	考え方
38	<p><b>P. 93（1）実施体制</b></p> <p>「市が中心となり、関係機関、障害当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図る」とされているが、今回の案では、障害者施策検討連絡会の名称が削除されている。そのため、当事者の声を聞かずに計画を進めるのではないかと危惧している。</p> <p>横須賀市基本構想に「計画策定や事業実施に当たっては、市民や企業との合意形成の機会を充実し、協働してまちづくりに取り組みます」とある。しかし、障害者施策の実施にあたり、合意形成の機会を充実し協働する姿勢が後退していると言わざるを得ない。そこで、説明文に「横須賀市基本構想の理念に基づき」と追記すべき。</p>	1	<p>横須賀市基本構想は、まちづくりの基本的方向を定めるもので、この計画をはじめとする各実施計画の基礎になり、その理念に反する個別計画を策定することはありません。</p> <p>この計画では、基本構想を含む横須賀市総合計画（「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成）との関係性を「第1章 1. 計画の趣旨と位置づけ」の中の、P. 3本文で「関連計画における障害者施策との整合性を図りました。」と言及し、さらに、総合計画の下にこの計画が位置付けられていることを図示しており、計画の冒頭において総合計画の理念をもとに策定していることを明記しています。</p> <p>これを踏まえ、この計画では、障害当事者や家族の意向を大事にする地域を目指す等、当事者本位という視点を盛り込んでいきます。</p>

39	<b>P.93 (1) 実施体制</b> 最後の2行を以下の文章に替えること。 「計画の実行、評価、改善のサイクルを進めるためには、多くの障がい当事者の意見を聞くことが重要です。計画期間において、実行に対する評価は、毎年、障害種別の多くの障がい当事者、家族から意見を踏まえて評価し、改善をする仕組みをつくって総合的な計画の実施を図ります。」	1	障害福祉計画の進行管理は、障害当事者を含む関係者の集まりである社会福祉審議会において行うこととしています。
----	--	---	---

「その他意見」について

No	意見の概要	件数	考え方
40	どんなに重度の障害があっても自立する権利があり、それを社会で保障する。	1	本市では、障害があったとしても、自らの意思で、自分らしく生活していけるよう、様々な施策を行い、地域の支援者とともに障害者の生活支援を行ってきました。 本計画案では、主に第3章、第4章において、障害者支援に関する本市の主な施策やその方向性を記載しています。
41	<b>障害福祉サービスの支給決定に関する要望</b> (移動支援、居宅介護等の支給量を増やしてほしい、削減しないでほしい、65歳を過ぎても障害福祉サービスを継続したい)	11	障害サービスの支給決定に関することは、障害福祉課の地区担当に個別にご相談ください。
42	新規で、どのくらい自分の理想の障害福祉サービスの支給が受けられるのか。 親の高齢化や仕事がない今、一人暮らしは難しく、生活保護などの審査は厳しいので、親亡き後の住宅支援(家賃補助)など、ちゃんと受けられるのか心配。	1	
43	<b>ハード面の要望</b> (店舗のバリアフリー化、多目的トイレの整備、グループホームの増設、送迎車の増備、ユニバーサルデザインタクシーを増やしてほしい等)	8	国や市町村、その他機関等へのご意見・ご要望については、機会をとらえて関係機関等と共有します。
44	障害基礎年金などの増額を要望する。	1	
45	いろいろな書類がわかりづらいので、わかりやすくしてほしい。	1	
46	福祉関係の雇用促進をしてほしい。	2	
47	障害者福祉に魅力を感じてもらえるか、介護を	1	

	やってみたい、という方たちの後押しをできるように皆で考えていかないと高齢化の進む横須賀全体の問題になる。	
48	葉山も横須賀市と同じ制度にして欲しい。	1
49	新型コロナ関連して、以下の2点が急いで解決する必要がある課題だ。 ①感染予防の配慮をしつつ障害のある児童生徒に学びの場を保証する。 ②障害児者本人あるいは家族が感染した場合の支援。	1
50	市営住宅の障害者枠を優先的に当選できるようにお願いしたい。	1
51	車いすでも遠くに行きたいという利用者の想いを大事にし、長時間の移動支援を提供すると事業所として財政的にかなり厳しい。移動支援の報酬単価をあげてほしい。	1
52	ヘルパーの負担軽減のために、福祉機器などの購入費の給付を必要に応じて柔軟に対応してください。	1